

新型コロナワクチン接種の基本的な考え方と今後の進め方

R3.12.6 ワクチン接種体制整備室

新型コロナワクチンの接種については、国において必要なワクチン数の安定的な供給と適切な情報提供を前提として、以下のとおり市町村と県が連携して取り組むものとする。

追加接種

(接種スケジュール)

- 1 追加接種を円滑に進めるため、2回目接種日から8か月経過後、できるだけ速やかに接種することを基本とする。

まずは医療従事者等に対する接種を令和3年12月から、高齢者に対する接種を令和4年1月から順次開始する。

- 2 重症化リスクの高い者（高齢者及び基礎疾患を有する者）、重症化リスクの高い者と接触の多い者（高齢者施設等の従事者）、職業上の理由等によりウイルス曝露リスクの高い者（医療従事者等）については、特に、2回目接種日から8か月経過後速やかな接種に努める。

なお、これらの方々については、人流の増加が見込まれる大型連休前の令和4年4月28日までに、できるだけ多くの方（2回目接種日から8か月経過した方に限る）の接種が進むよう、市町村と県が連携して取り組む。

また、全体の接種スケジュールについては、今後の感染状況等を踏まえ改めて共有する。

- 3 接種券の送付及び予約の受付については、速やかな接種機会を確保する観点から、2回目接種日から8か月経過する前に行うよう努める。

- 4 感染状況及び国の動向等を踏まえ、8か月経過前に接種を行う対象が拡大されるなど、状況の変化があった場合は、上記接種スケジュールについて協議の上、必要な見直しを行うものとする。

(接種体制及びワクチンの配分)

- 5 ファイザー社製ワクチンに加え、武田/モデルナ社製ワクチンについても全市町村において単独又は連携により接種体制を構築する。

なお、国からのワクチンの供給は、2回目接種日から8か月経過後に接種できるよう、ファイザー社製及び武田/モデルナ社製ワクチンが、初回に接種したワクチンの種類に関係なく供給されるため、県から市町村への配分は、国からのワクチンの種類の比率に応じて行うことを基本とする。

また、ワクチンの種類によって希望者が偏らないよう、市町村と県で連携して取り組み、様々な工夫を全県で共有する。

6 県は、市町村接種を補完するため、武田/モデルナ社製ワクチンを活用した県の接種会場を10広域に設置し、「初回接種において県会場で接種した方」及び「追加接種を行う見込みのない職域接種団体の接種対象者」の人数分を3月から接種することに加え、市町村負担の増加が見込まれる2月から4月には、高齢者等を対象に規模を拡大して接種を行う。

なお、県会場は休日を中心に開設するものとし、使用する武田/モデルナ社製ワクチンは、市町村に配分されるものの中から必要数を確保することとなるため、会場設置の有無、接種回数、接種対象者の確保等、広域ごとに市町村と協議の上決定するものとする。

7 県は、市町村負担の軽減のため、職域接種の積極的な実施を企業等に求めるとともに、必要に応じて医療従事者の派遣等の支援を行う。

なお、県職員向けの職域接種については、実施に向けて準備を進める。

8 県は、市町村の接種が円滑に遂行されるよう、ワクチンの配分、医療従事者の派遣や市町村間の様々な調整など必要な支援を行う。

(広報)

9 住民が安心して接種できるよう、追加接種及び交互相種の必要性、効果や副反応等について、正確な情報発信に取り組む。

初回（1・2回目）接種

(未接種者への接種促進)

1 新型コロナワクチンの臨時接種期間が令和4年9月末までとされたことを踏まえ、新たに希望する方が接種を受けることができるよう、体制を構築する。

特に、若い世代や接種に関する情報が届きにくい外国人等に対して、接種が促進されるよう取り組む。

2 追加接種を希望する場合、令和4年1月末までに2回目の接種を行う必要があることに留意し、周知徹底を図る。

(小児への接種について)

3 5歳以上11歳以下の小児への接種が、早ければ令和4年2月から開始される可能性があることから、国の方針等を踏まえ接種体制の構築を検討する。

具体的な対応については、国の動向も踏まえ、市町村及び関係団体等と改めて協議する。

その他

1・2回目接種の優良事例・課題を反映させるなど、追加接種の実務的な協議・相談のため、市町村と県の担当者によるリモート会議等を定期的実施する。

この「基本的な考え方と今後の進め方」については、今後の国の動向等を踏まえ、必要な見直しを随時行う。